

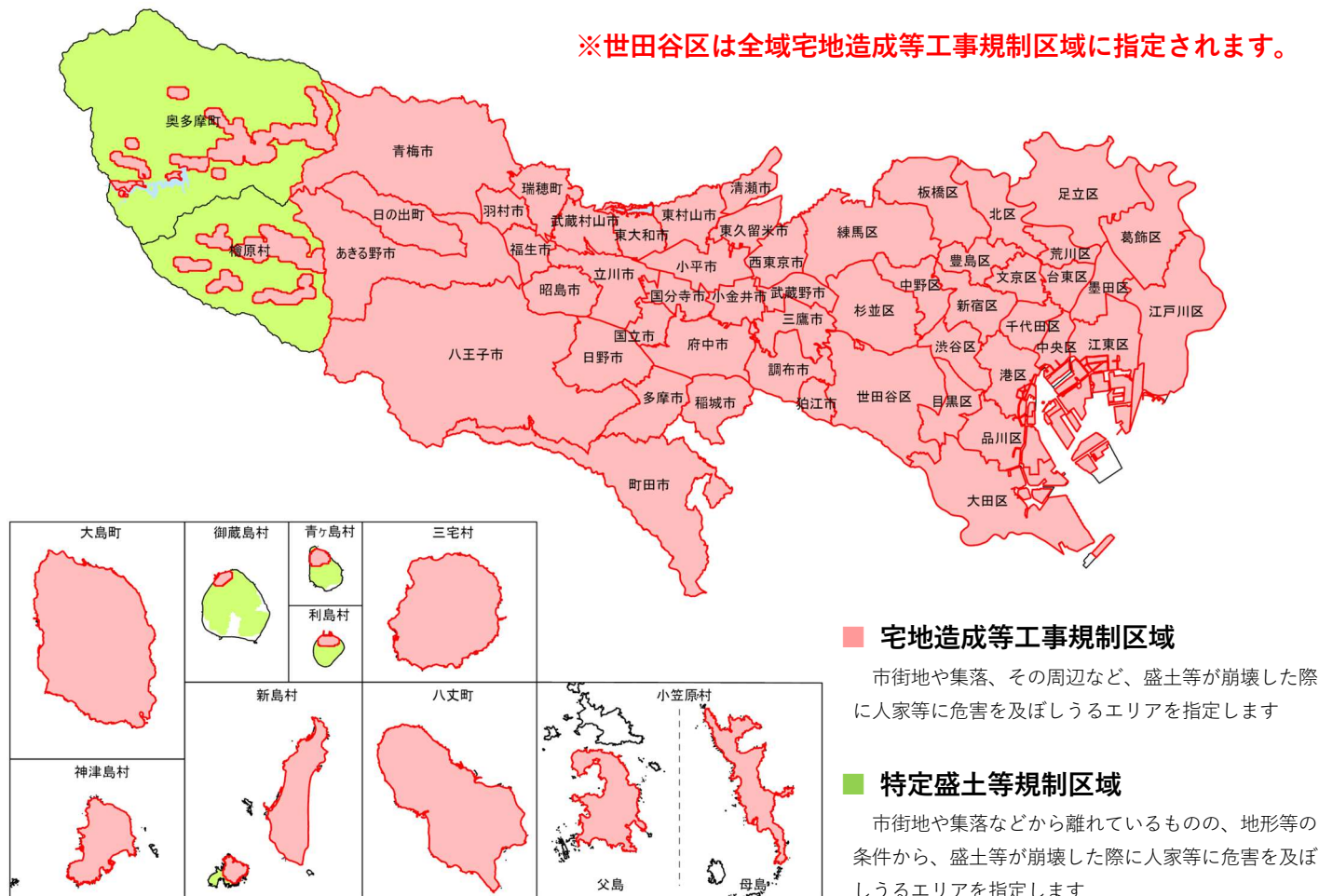
盛土等による災害から人命を守るため、「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称：盛土規制法）が新たに定められました。東京都では、盛土規制法に基づく規制区域を令和6年7月31日に指定し、運用を開始します。

規制区域に指定されると…

- 過去の盛土等も含めて、土地所有者等ができる限り土地を常に安全な状態に維持することが必要です。
- 盛土等を行う場合は、あらかじめ許可又は届出が必要になります。
- 不動産取引を行う際、盛土規制法に基づく制限の内容が説明されます。

規制区域

※世田谷区は全域宅地造成等工事規制区域に指定されます。

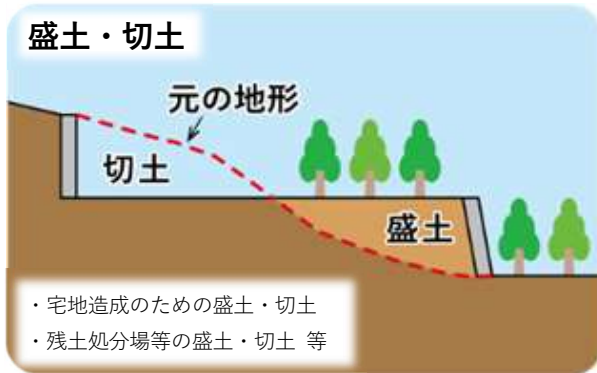


※区域の詳細は、ホームページをご覧ください。

<https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/bosai/takuzou/takuzou06.html>

主な規制対象

許可又は届出が必要となる盛土等とは次のような行為を指し、一定規模以上のものが規制対象となります。



規制対象となる盛土等に対する措置

規制対象となる盛土等には次の措置がとられ、不正な盛土等を見つけやすくなります。

東京都等が
許可情報を公表

工事主が周辺住民に
工事の内容を事前周知

工事主が工事現場に
標識を掲示

※ 無許可で盛土等を行った場合などは、処分の対象になります。

盛土規制法に関するよくある質問

Q

自分の土地が規制区域に入ったら、どのような手続きが必要ですか？

A

盛土等の工事を行わない限り、特に手続きは必要ありません。一方で、規制区域内では、盛土等が行われた土地を常時安全な状態に維持する努力義務が土地所有者等に課せられます。自分の土地の盛土等が周囲に危険を及ぼさないよう注意してください。

Q

許可を受けていない盛土工事は、どのように見分けられますか？

A

許可対象の工事である場合、許可取得後にインターネット上で公表されるほか、工事中は工事現場に標識が設置されます。

Q

土地を買う時、事業者から説明はありますか？

A

規制区域内で不動産取引を行う場合は、宅地建物取引業法に基づく重要事項説明において、盛土規制法に基づく制限の内容が説明されることとなります。

相談窓口

世田谷区 防災街づくり担当部
市街地整備課 開発許可担当
二子玉川分庁舎 A 棟 2 階 22 番窓口
〒158-0094 東京都世田谷区玉川 1-20-1
電話番号 03-6432-7156、7157



東京都 盛土規制法

令和 6 年 4 月発行：東京都都市整備局 市街地整備部 区画整理課